千葉市告示第９０９号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年１０月２３日

千葉市長　　神　谷　俊　一

施　術　者		施　術　所		指定年月日
氏　名	住　　所	名　称	所 在 地	
森下　達広	（省略）	訪問リハビリマッサージことほぎ	千葉市若葉区桜木３－１３－２３	令和７年９月１日
高橋　孝太	（省略）	メディカルフィールド　KEiROW新小岩ステーション	東京都葛飾区新小岩１－３６－１	令和７年９月１日
菅谷　雅則	（省略）	訪問リハマッサージ　あいハート	千葉県市川市菅野６－１７－１４　市川ビル２０１	令和７年９月１日